

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第134号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月12日（木） 12時55分ごろ	
発生場所	広島県福山市 鞆港1号棧橋	
事故等調査の経過	平成21年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 第三十五 ^{じんせい} 神勢丸、71トン 127358、走島汽船有限会社 B モーターボート ^{あさくら} 朝倉丸Ⅱ、5.38m 273-7277広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、六級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 風防に損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客18人を乗せ、鞆港において着棧作業中、B船は無人で鞆港1号棧橋奥に係留中、A船は、同港1号棧橋に船首が向いた時点で機関をデッドスローから中立にし、衝突の約10秒前に後進、衝突の約3秒前に全速後進としたが、A船の立てた波により着棧中のB船が大きく左右に揺れ、A船の右舷船首部とB船とが衝突し、B船の風防に損傷が生じた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2.5m/s、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、着棧作業中、適切な操船を行わなかった可能性があると考えられる。 A船は、棧橋の手前で急に速力を落とし、棧橋に接近する際に速力の調整を適切に行わなかったため、波が立ち、着棧中のB船が大きく左右に揺れた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が鞆港において着棧作業中、適切な操船を行わなかったため、着棧中のB船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	